

地方独立行政法人大阪市立工業研究所における

競争的資金等の取扱いに関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第101号

最近改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）における競争的資金等の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究費管理等のガイドライン 文部科学省作成の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」
- (2) 補助金 法人の研究員が研究課題を設定し、資金配分機関の審査を経て交付される資金
- (3) 委託費 資金配分機関が設定した研究課題に対して、法人の研究員が応募し審査を経て採択された後、資金配分機関と法人との間で委託契約（再委託契約を含む）が締結され交付される資金
- (4) 競争的資金等 研究費管理等のガイドラインの別紙に示された制度、その他国の各省庁が所管する団体、民間財団等の競争的研究資金制度で交付される補助金及び委託費
- (5) 所管機関等 競争的資金等に係る事業を所管する機関及び競争的資金等を配分する機関
- (6) 科研究費 独立行政法人日本学術振興会又は文部科学省が募集する科学研究費助成事業で交付される資金
- (7) 直接経費 競争的資金等により行われる研究遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費
- (8) 間接経費 競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費
- (9) 職員等 競争的資金等に係る事業の運営及び管理に携わる法人の職員等
- (10) 研究員 競争的資金等に係る事業において研究を実施する研究者
- (11) 研究企画委員会 地方独立行政法人大阪市立工業研究所業務推進委員会設置規程第2条に定める委員会
- (12) 悪意に基づく告発 被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思に基づく告発
- (13) 研究不正対応等規程 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- (14) 特定不正行為 研究不正対応等規程第2条に定めるデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為
- (15) 内部統制体制規程 地方独立行政法人大阪市立工業研究所公正な職務執行確保のための内部統制の体制に関する規程

(適用範囲)

第3条 競争的資金等に係る事業の運営及び管理については、この規程を適用する。ただし、研究費管理等のガイドラインの別紙に示された制度、その他国の各省庁が所管する団体、民間財団等の競争的研究資金制度に基づく特別な定めのある場合を除く。

2 前項にかかわらず、第13条第1項に定める告発等の内容が特定不正行為に関するものである場合、その調査等については研究不正対応等規程を適用する。

(責任体系)

第4条 競争的資金等に係る事業を適正に運営及び管理するための責任体系は内部統制体制規程によるものとし、同規程第3条及び第5条に定める各責任者に対応して、法人に最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任者（以下併せて「全責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、内部統制体制規程第3条第2項に定める最高内部統制責任者である理事長がその任に当たり、競争的資金等の運営及び管理について法人全体を統括し最終責任を負う。最高管理責任者の責務を次の各号に定める。

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知する。
- (2) 上記の基本方針を実施するために必要な措置を講じる。
- (3) 統括管理責任者、副統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるようリーダーシップを発揮し、定期的にこれら責任者から報告を受ける場を設け、全責任者の意思の疎通を図る。
- (4) 実効性のある不正防止対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し競争的資金等の管理及び運営について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、内部統制体制規程第3条第2項に定める副最高内部統制責任者のうち、研究担当理事長がその任に当たる。統括管理責任者の責務を次の各号に定める。

- (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任を有する。
- (2) 最高管理責任者が定めた基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に実施を指示する。
- (3) コンプライアンス推進責任者を通して、前号で指示した対策の実施状況を確認する。
- (4) 前号の実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 副統括管理責任者は、総務部及び企画部における競争的資金等の管理及び運営について、統括管理責任者を補佐するものとし、内部統制体制規程第3条第2項に定める副最高内部統制責任者のうち、経営企画担当理事長がその任に当たる。

5 コンプライアンス推進責任者は、各部における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、内部統制体制規程第5条第2項に定める内部統制責任者である各部長がその任に当たる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める責務を担う。

- (1) 自己が管理監督又は指導する部内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認する。
- (2) 上記の実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (3) 不正防止を図るため、部内の競争的資金等の運営・管理にかかわる全ての職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (4) 自己が管理監督又は指導する部内において、職員等が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(経費の管理)

第5条 競争的資金等の執行に関する事務は企画部が所掌する。

2 企画部長は、競争的資金等の実質的な管理を行い、また、研究員の研究者番号等の登録管理を行う。

3 科研費において、直接経費は専用の預金口座を設け運営及び管理する。直接経費の預金に

よって生じる利息は法人に属するものとする。研究員は、交付された間接経費を速やかに法人に譲渡する。

4 競争的資金等で購入した設備、備品、図書等は原則として法人に帰属するものとする。ただし、科研費により購入したものの帰属については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所科学研究費助成事業に係る運用要綱（以下「運用要綱」という。）に定める。

5 経理に関する事務は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所会計規程、地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程（以下「契約規程」という。）及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程に基づいて執行するとともに、関係法令並びに所管機関等が定める各種の規定等を遵守しなければならない。

（物品の発注と検収）

第6条 研究に必要な物品は、契約規程に基づき、企画部において発注と検収を行い、研究員に物品の引き渡しを行う。ただし、科研費により購入するものについては運用要綱による。

2 パソコン等の換金性の高い物品については特に厳密な取扱いを行うものとし、その発注及び管理については運用要綱に定める。

（出張）

第7条 競争的資金等を用い出張を行う場合は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員旅費規程及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所外国旅行の旅費に関する規程（以下併せて「旅費規程等」という。）に定めるところにより実施する。

（規程類の遵守）

第8条 職員等は、競争的資金等に係る事業の実施にあたり地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）、地方独立行政法人大阪市立工業研究所倫理綱領及び旅費規程等の規程類を遵守するほか、職員等及び物品等納入に係る事業者は関係法令及び所管機関等が定める各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

2 関係法令及び各種規程の遵守を宣誓する為、職員等及び物品等納入業者のうち法人が指定した者は、競争的資金等の執行に際して、それぞれ様式第1又は様式第2に定める誓約書を最高管理責任者へ提出しなければならない。

（告発等受付窓口）

第9条 法人内外からの競争的資金等に係る事業の不正に関する通報又は告発等及び告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け付けるため、総務部長及び研究企画委員会委員長に告発等受付窓口を置く。ただし、窓口担当者は、当該告発等と利害関係を持つ事案に関与しない者とする。

2 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など、通報者、告発者、又は相談者等（以下「告発者等」という。）の選択した方法で受けるものとする。

（告発等の取扱い）

第10条 告発等受付窓口は、当該告発等に原則として次の各号に定める事項が明示されている場合に、告発等として受け付けるものとする。

- (1) 告発者等の氏名
- (2) 不正に関与したとする職員等・グループ・業者等
- (3) 不正が行われたとする研究資金名等
- (4) 不正が行われたとする時期（会計年度等）
- (5) 不正の態様等、事案の内容
- (6) 不正とする合理性のある理由・根拠等

2 前項にかかわらず、告発者等の氏名が明示されない匿名による場合であっても、告発等の内容に応じて告発等として受け付けることができるものとする。

- 3 告発等受付窓口は、当該告発等について法人が調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないと判断する場合、調査を行うべき機関に当該告発等を回付する。
- 4 告発等受付窓口は、法人が受け付けた告発等であっても、他にも調査を行うべき機関があると想定される場合は、当該告発等を当該機関に通知する。
- 5 他機関から法人に告発等が回付又は通知された場合、告発等受付窓口は法人が受けたものとして取り扱う。
- 6 告発等受付窓口が受け付けた告発等について、書面による告発など、告発者等が当該告発等を受け付けられたか否かを知りえない場合、告発等受付窓口は当該告発等を受け付けたことを告発者等に通知する。なお、第2項の匿名の場合であっても、告発者等の氏名が判明した時点で、同様の通知を行う。
- 7 不正が行われようとしている、又は不正を求められているという告発等については、告発等受付窓口はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者が法人の職員等でない場合は、被告発者の所属する機関に事案を回付することができるものとする。また、法人の職員等でない被告発者に法人が警告を行った場合は、法人は被告発者の所属する機関に警告の内容等を通知するものとする。
- 8 告発の意思を明示しない相談については、告発等受付窓口はその内容に応じて確認・精査し、相当の理由があると判断した場合、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 9 告発等受付窓口は、受け付けた告発等に係る情報を、迅速かつ確実に全責任者に報告しなければならない。

（告発者等・被告発者の取扱い）

第11条 告発等受付窓口は、告発者等との面談は個室で行い、電話、FAX、電子メール等を用いた場合でも、担当職員以外は見聞できないようにし、告発者等の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

- 2 法人は、告発者等及び被告発者、告発等の内容及び調査内容について、第15条に定める当該調査結果の公表まで、告発者等及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、職員等の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、法人は告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公表することができるものとする。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 法人は、悪意に基づく告発を防止するため、次の各号に定める事項等を法人内外にあらかじめ周知しておかなければならない。
 - (1) 告発等は、告発者等の氏名が明示されたもののみを受け付けること
 - (2) 告発等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること
 - (3) 告発者等に調査に協力を求める場合があること
 - (4) 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者等の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること
- 5 法人は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者等に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 法人は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

（告発等の受付によらないものの取扱い）

第12条 告発の意思を明示しない相談について、第10条第8項に定める相談者の意思確認

の結果、告発の意思表示がなされない場合にも、法人の判断でその事案の調査を開始することができるものとする。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により職員等に不正を行った疑いが指摘された場合は、法人に対して告発等があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 3 職員等が不正を行ったとする疑いがインターネット上に掲載されていることを法人が確認した場合は、法人に対して告発等があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。ただし、当該掲載内容に、原則として第10条第1項第2号から第6号に定める事項が明示されている場合に限る。

(告発等に係る調査の要否判断)

第13条 告発等の内容が競争的資金等の取扱いに係る不正に関するものである場合、その調査等については本規程第14条から第16条を適用する。他方、告発等の内容が特定不正行為に関するものである場合、その調査等については研究不正対応等規程第11条から第20条を適用する。

- 2 競争的資金等の取扱いに係る不正に関する告発等を受けた場合、告発等受付窓口は告発等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、受付日から30日以内に、当該調査の要否を当該所管機関等及び全責任者に報告しなければならない。

(調査委員会の設置及び調査・認定・報告)

第14条 前条第2項において、告発等受付窓口から告発等に係る調査が必要であるとの報告を受けた最高管理責任者は、速やかに調査委員会を告発等毎に設置しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会の委員長の任に当たるとともに、次2項に定める委員を任命する。また、調査の完了までに必要に応じて新たな委員を任命できるものとする。
- 3 調査委員会の委員は、当該告発等の内容を考慮して、全責任者の中から任命する。ただし、当該告発者等及び当該被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 前項で定める委員の他、最高責任者が適当と認める法人外部の有識者の委員（以下「外部委員」という。）を加えるものとする。なお、当該外部委員は、法人及び当該告発者等、当該被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会は次の各号に定める項目について調査を実施する。なお、調査の実施にあたっては、調査方針、調査対象及び方法等について、当該所管機関等に報告、協議を行わなければならない。

- (1) 不正の有無
- (2) 不正の内容
- (3) 不正に関与した者
- (4) 前号の関与の程度
- (5) 不正使用の相当額
- (6) その他の事項

- 6 調査委員会は、調査を行った結果、前項各号に定める項目についての認定を行うこととする。また、調査及び認定の結果を速やかに全責任者に報告しなければならない。

- 7 調査を行った結果、不正がなかったと認定する場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せて当該告発が悪意に基づくものである旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 8 調査委員会は、前項の認定に基づき最終報告書を作成し、告発等の受付日より210日以内に当該所管機関等に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合、調査の中間報告を行うこととする。これらの報告書には、研究費管理等のガイドラインの付属資料

に記載された、様式第3に定める次の各号の項目を盛り込むものとする。

- (1) 調査結果
- (2) 不正発生要因
- (3) 不正に関与した者がかかわる他の競争的資金等に係る事業における管理・監査体制の状況
- (4) 再発防止計画
- (5) その他の事項

9 調査委員会は、当該所管機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

10 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに当該不正を認定し、当該所管機関等及び全責任者に報告しなければならない。

11 最高管理責任者は、調査中の案件において、必要に応じて調査対象にあたる競争的資金等の執行停止を命じることができる。

(調査結果の公表等)

第15条 前条第6項において競争的資金等の取扱いに係る不正が行われたと認定した場合、法人は速やかに調査結果を公表する。

2 公表する内容は前条第8項に定める所管機関等への報告書に記載された内容に準じるものとし、少なくとも次の各号に定める項目を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができるものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正の内容
- (3) 法人が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順

3 前条第6項において競争的資金等の取扱いに係る不正が行われなかったと認定した場合、法人は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合は、調査結果を公表する。また、告発が悪意に基づくものであると認定した場合は、調査結果を公表する。公表する内容は前項に準じる。

4 最高管理責任者は、不正の再発防止の観点から、調査委員会の調査結果を法人内に周知する。

5 法人は、調査委員会の調査結果を当該告発者等に通知する。

(不正に対する処分)

第16条 第14条第6項で競争的資金等の取扱いに係る不正が行われたと認定した場合、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員懲戒規程に基づき設置される職員懲戒審査委員会において、第14条第5項各号について明確にした上で就業規則第54条に定める懲戒処分を行う。

2 前項に係る不正の発生について、第4条に定める全責任者のそれぞれの責務が適切に実施されていれば防ぐことができたと考えられる場合、又は全責任者のそれぞれの指導監督に適正を欠いていたと考えられる場合は、当該全責任者に対しても前項に基づき処分を行う。

3 不正に関与した事業者に対しては、契約規程第60条及び第64条に基づいて措置を行う。

4 法人は、不正において私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟の法的な手続きを、また不正により法人に損害を与えた場合には損害賠償請求をすることができる。

5 告発が悪意に基づくものであると認定した場合、法人に所属する告発者に対して、法人は

第1項に基づき処分を行う。

6 最高管理責任者は、不正の再発防止の観点から、前5項で行った処分等について、法人内に周知する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第17条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る事業を適正に運営及び管理し不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画の策定・実施について統括しなければならない。

2 前項の実働を担当する防止計画推進部署として、研究企画委員会を充てる。防止計画推進部署の責務を次の各号に定める。

- (1) 法人全体の不正防止を推進する不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (2) 法人における具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- (3) 前2号に係る策定内容及び実施状況を、速やかに全責任者に報告する。
- (4) 第19条に定めるモニタリングを実施する。

(競争的資金等に係る事業の事前相談窓口)

第18条 競争的資金等に係る事業の申請や執行に関する方法等について法人内外からの事前相談を受け付けるため、企画部に事前相談窓口を置く。

2 事前相談窓口は、前条第2項に定める防止計画推進部署と連携し、研究員が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの否かを事前に相談できる体制を強化する。

3 事前相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、防止計画推進部署を通して、職員等の間で情報共有を図る。また、必要に応じて、全責任者や第20条に定める内部監査部署にも情報提供を行い、不正防止対策の基本方針や法人規程類の見直し、コンプライアンス教育へのフィードバック等を図る。

(モニタリング体制)

第19条 不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、競争的資金等の予算執行に対して定常的にモニタリングを実施する。

2 モニタリングは、第17条第2項に定める防止計画推進部署が実施する。

3 モニタリングは、競争的資金等の全ての予算執行を対象とし、遅滞ない予算執行状況の把握、検証及び確認を行うものとし、別に定める競争的資金等のモニタリング手順に従って実施する。

4 モニタリングを実施中に、不正発生要因となるリスクが認められた場合、次条に定める内部監査部署に速やかに当該情報を報告する。

(監査)

第20条 最高管理責任者は、内部監査部署として研究室長以上の研究職職員の中から監査人を、年度毎に任命する。ただし、監査人は、当該年度にいずれの競争的資金等に係る事業にも携わっていない者であり、かつ第17条第2項に定める防止計画推進部署に所属しない者とする。

2 内部監査部署は、最高管理責任者が直轄する組織であり、競争的資金等に係る事業の運営及び管理に携わる法人の他の部署からは独立し、次項の各号に定める責務に係る業務を実施するための権限を有する。

3 内部監査部署の責務を次の各号に定める。

(1) 内部監査として、次の掲げる通常監査及び特別監査を実施する。

・通常監査：書類上の監査

・特別監査：書類上に止まらない、実際の資金の使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認等を含めた調査及び視察等による査察

- (2) 不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルの抽出や抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。
 - (3) 前条に定めるモニタリングの実施が、不正の発生の抑制に有効に機能しているかを確認・検証する。
 - (4) 前3号の監査等を通して、法人における競争的資金等に係る事業の管理体制に不備がないかを検証する。
 - (5) 前条第4項において防止計画推進部署から入手する不正発生要因に係る情報等に基づいて、年度毎の監査計画を適切に立案する。また、把握した不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図る。
 - (6) 競争的資金等に係る事業の運営及び管理に携わる法人の他の部署との連携を強化し、効果的な監査等の実施を図る。
 - (7) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所定款第9条に定める監事との連携を強化し、それぞれの視点から、法人の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査等の実施を図る。
- 4 前項各号の監査等は、別に定める競争的資金等の監査手順に従って実施する。
 - 5 内部監査部署は、実施した監査の結果を基に速やかに監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告する。監査報告書には、関係法令や各種諸規定等に違反して業務が行われたことを指摘する事項（指摘事項）や法人の内部統制等の観点から業務を改善する必要があると考えられる事項（改善事項）について、具体的に記載する。
 - 6 最高管理責任者は、第17条第2項に定める防止計画推進部署に当該監査結果を通知するとともに、指摘事項や改善事項に対する対応策等の検討を指示する。
 - 7 防止計画推進部署は、当該の指摘事項や改善事項に対する対応策や改善措置を検討し、最高管理責任者に報告するとともに、第17条第2項第1号に定める不正防止計画及び同第2号に定める不正防止対策への効果的な活用を図る。

（所管機関等の調査への協力）

第21条 法人は、所管機関等が実施する調査に協力する。

（情報発信）

第22条 法人は、競争的資金等の不正への取組に関する基本方針、管理・運営体制を定める規程類、告発等受付窓口・事前相談窓口の設置等の情報をホームページへ等に掲載し、積極的な情報発信を行う。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別途理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

誓約書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長 様

所属：

氏名：

印

競争的資金等に係る事業の執行にあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 職務の遂行にあたっては、関係法令及び所管機関が定める各種の規定等を遵守し、一切の不正を行わないこと。
- 2 不正行為と思われる事柄を認識した際には、ただちに地方独立行政法人大阪市立工業研究所における競争的資金等の取扱に関する規程に定める告発等受付窓口に通報すること。
- 3 本法人が指定する研修（講習・説明会等を含む。）に参加すること。
- 4 研究活動に従事するにあたっては、有意義な研究活動が行われるように努め、研究者の倫理に基づき誠実に研究活動を行うこと。

以上

誓約書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長 様

会社名：

代表者： 印

弊社は、貴研究所に物品等を納入するにあたり、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 関係法令及び所管機関が定める各種の規定等を遵守し、物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正かつ適切な処理を行い不正に関与いたしません。
- 2 発注依頼書等に基づく納品・検収業務についても貴研究所の指示に従い、協力いたします。
- 3 貴研究所が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。
- 4 万一、弊社に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 5 貴研究所職員等から不正な行為の依頼等があった場合は、貴研究所総務部長又は研究企画委員会委員長に通報いたします。

以上

報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等

- 調査
 - 調査体制（※ 第三者〔法人に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※ 対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）
（※ 当該研究者がかかわる他の競争的資金等も含む。）
 - ・ 調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聴き取り〕等）
 - ・ 調査委員会の開催日時・内容等

- 調査結果（不正等の内容）
 - 不正等の種別（例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等）
 - 不正等に関与した研究者（※ 共謀者を含む。）
 - ・ 氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 不正等が行われた研究課題
 - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））
 - 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - ・ 動機・背景
 - ・ 手法
 - ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
 - ・ 私的流用の有無
 - 調査を踏まえた法人としての結論と判断理由

- 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者がかかわる他の競争的資金等も含む。）
 - 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
 - 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
 - 再発防止策

- 添付書類
（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

- その他（法人における当該事案への対応）
（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的資金等の取扱い、刑事告発等
*必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、法人における当該事案への対応が決定次第、速やかに所管機関等に報告することとする。